アトリエからふる 障害者虐待防止のための指針

1. 障害者虐待防止に関する基本的な考え方

障害者虐待とは何でしょうか?

障害者虐待防止法、正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言いますが、ここには、次のように書いています。

第一条(目的) 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加 にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である・・・。

その上で、親をはじめとする養護者、私たち障害者福祉施設従事者等、そして企業の事業主等使用者による虐待を定義しています。

さて、そもそも私たち障害者福祉施設従事者等は、障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加を促進することを目的に、日々当事者主体の支援をしています。

しかし、その私たちが、そうした目的と逆のことを行ってしまうということを、この法律は 指摘し、また防止のための措置を定めています。

何故でしょうか?

それは、過去において、極めて悲惨な事件も含め、障害福祉関係者による虐待が行われ、また現在も続いているからです。

そして、それは私たちにとっても、まさに我が事として捉えなければならない問題です。 「自分は障害者虐待などするはずがない」と思っている支援者がいたら、そのこと自体 が、障害者虐待につながる芽になり得ることを、最初に押さえておきたいと思います。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待とは、下表のようなものを指します。

区分	内容(障害者虐待防止法第二条(定義)第7項をもとに加工)			
1. 身体的虐	① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えるこ			
│待	ا کی			
	② 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。			
2. 性的虐待	① 障害者にわいせつな行為をすること。			
	② 障害者をしてわいせつな行為をさせること。			
3. 心理的虐	① 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動を			
待	行うことなど、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。			
4. 放棄・放	① 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。			
置	② 他の利用者による「1. 身体的虐待」「2. 性的虐待」「3. 心理的虐待」と同様			
(ネグレクト)	の行為を放置すること。			
	③ ①②など、障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。			
5. 経済的虐	① 障害者の財産を不当に処分すること			
待	② その他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。			

より詳しくは、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月 厚生労働省)(以下、「手引き」という。)に掲載されている虐待類型(例)等をもとに研修を行い、自分達の支援を常に見直していきたいと考えます。

なお、上表についても、手引きに掲載されている類型についても、決して書かれている ものだけが虐待ではないということも踏まえておきたいと思います。

その上で、「どこからアウトで、どこからセーフ」といった線引きの問題としてではなく、虐待を防止し、よりよい支援につなげていく視点をもつことが必要です。

以上のこと抜きに、障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加を促進することはできな

いということを、「障害者虐待防止に関する基本的な考え方」として確認しておきたいと思います。

- 2. 障害者虐待防止委員会その他の組織に関する事項
- (1) 障害者虐待防止委員会の設置

障害者虐待の防止に取り組むため、障害者虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を 設置します。

なお、この委員会は、身体拘束等適正化検討委員会も兼ねることとします(常に、両委員会それぞれの課題を検討)。

- (2) 委員会の構成員及び責務と役割分担
 - 1 当事者の代表
 - 2 管理者
 - 3 チーフ (虐待防止統括責任者)

虐待防止統括責任者は、次の役割を担う

- 1. 利用者の支給決定をした市町村窓口へ通報
- 2. 虐待内容及び原因、解決策の検討
- 3. 虐待防止のための話し合い
- 4. 当事者、都道府県、市町村への虐待防止対応結果の報告
- 5. 虐待原因の改善状況を当事者及び、都道府県、市町村への報告
- 4 リーダー(虐待防止責任者)

虐待防止責任者は、次の役割を担う

- 1. 利用者等からの虐待通報受付
- 2. 職員からの虐待通報受付
- 3, 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- 4. 虐待内容を虐待防止統括責任者へ報告
- 5. 虐待改善状況を虐待防止統括責任者へ報告

(3) 委員会の検討項目

手引きには、障害者虐待防止委員会の役割として、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討」の3つの役割がある旨、記載されており、当事業所においても、これらを踏まえ、具体的には次の項目を検討することとします。

- ① 虐待(不適切な対応事例を含む)が発生した場合、当該事案について報告するため の様式を整備すること。
- ② 職員は、虐待の発生毎にその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、 虐待について報告すること(フロー図は後述)。
- ③ 委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- ⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い 作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- ⑥ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。

- (7) 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。
- (4) 委員会の開催

頻度は、少なくとも<mark>年4回</mark>とし、必要に応じて適宜開催します。 更に、会議で話し合われたことを、個人情報保護の上、職員に周知徹底していきます。

- (5) 障害者虐待防止総括責任者、同責任者について
 - 1 チーフ・谷口雅之を、障害者虐待防止総括責任者とします。
 - 2 リーダー・山本亜佐美を、事業所の障害者虐待防止責任者とします。
 - * 責任者は総括責任者の指示のもと、また相互に連携を図り、事業所における障害 者虐待防止に取り組みます。
- 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

事業所全体での職員研修を年1回開催し、身体拘束等適正化に係る研修も兼ねる内容としますが、新規採用時には、別途必ず実施します。

また、事業所毎では、特に現場の悩みに応じた実践的な研修を企画し、研修を行うことで、職員同士のコミュニケーションの活性化も図ります。

なお、いずれの研修についても、実施概要を記録しておきます。

4. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

障害者虐待防止法には、とても重要な「通報」に関する条文がありますので、掲載します。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

- 第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速 やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚 偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な 取扱いを受けない。

このように、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」ということが、国民の義務として規定されていますので、法人内の事業所で発見した場合は、速やかに下記の窓口に通報することが必要です。

通報したことで、不利益等がないことも、法律に書かれています。

また、虐待を受けた利用者も、下記の窓口に相談できます(他市町村の場合はHP参照)。

東大阪市 虐待通報専用ダイヤル(コールセンターで24時間対応)

072-976-4300

一方、障害者虐待防止責任者に相談・報告を行う、内部のルートも作っています。 同責任者に相談・報告しにくい場合等は、直接同統括責任者にすることも可能です。 そして、相談・報告を受けた同責任者は、受付記録をもとに、統括責任者に報告し、統 括責任者は管理者に報告しますが、このとき、市への通報も同時に行わねばなりません。

通報は、統括責任者又は、その指示を受けた者が行いますが、詳細な事実確認を待たずに、受付記録後、統括責任者が報告を受けた段階で、市への通報を行うことが重要です。

「事実確認が済んでから市への通報」としてしまうと、事実を隠蔽してしまう危険性があるからです。

そして、その後、統括責任者の指示で、より詳細な事実確認等を次項の流れに基づいて行います。

また、統括責任者は、委員会において報告を行い、検討に付します。

5. 障害者虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待発生時に、まず行うべきことは、虐待を受けている利用者の安全を確保することです。

そのため、虐待をしていると思われる職員については、支援を行う作業室から離れても らう必要が生じます。

その期間については、虐待の内容や緊急度にもよるので、一概には言えませんが、少なくとも、利用者主体の原則から言えば、安心して障害福祉サービスを利用できない状況(そう思われる場合も含む)を、そのままにしておくことはできません。

また、そうした経緯については、分かり易く利用者本人、家族等にも説明する必要がありますが、利用者への聴き取りのタイミングとも合わせ、慎重に考える必要があります。

また、虐待をしていると思われる職員、その上司や同僚、そして利用者に対する聴き取りを行い、事業所としての事実確認をしますが、特に利用者への聴き取りについては、誘導になったり、恐怖感を与えたりすることのないよう、配慮が必要です(同性による聴き取りの配慮も含む)。

次に、利用者に対する聴き取りと防犯カメラによる動画・録音との照合を行います。

そして、いったん、事業所として把握した事実確認については市に報告しますが、虐待かどうかの判断はあくまで市が行うものです。

なお、行政が虐待と判断する際のポイントの一つとして、虐待をした側、された側どちらにおいても、本人の自覚は問われないということがあることも知っておきたいと思います。「虐待をしたつもりはない」「虐待をされたとは感じていない」としても、そのことと虐待としての判断は別の次元のものであることを認識しておきましょう。

以上、4番・5番等に記載したことを、フロー図に示すと、次のようになりますが、こうしたフロー図は、時が経つにつれ、形骸化してしまう恐れがあります。

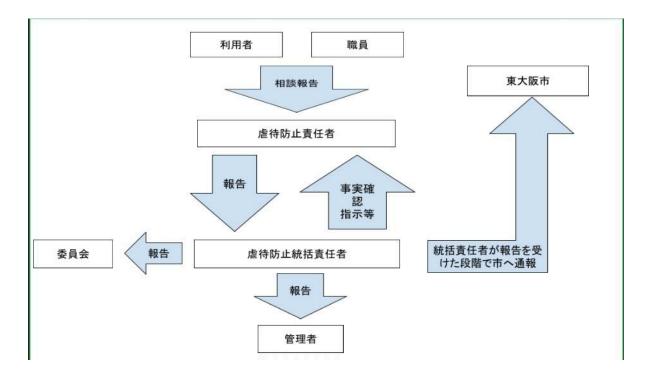
実際に、ロールプレイ等をしてみて、いざという時に活用できるようにしておくことも重要です。

そして、発生後の対応については障害者虐待防止委員会に報告し、その適正性についても検証することが不可欠です。

【障害者虐待の相談・報告に関するフロー図】

このフロー図は、法人・事業所内部の相談・報告の流れを示しています。

- ② このフロー図には書いていませんが、そもそも、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。
- ③ 同じく、障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができます。



6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針については、事業所において誰でも閲覧できるように配置するほか、ホームページにも掲載し、公表します。

7. その他、障害者虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

障害者虐待防止法では、私たち障害福祉に関わる者が、虐待を発見しやすい立場にあることから、次のように指摘しています。

ですから、私たちは、単に自分たちの事業所で虐待をなくすだけでなく、社会全体の中からなくしていけるよう、他の障害福祉サービス事業所や、家庭、働く職場等における虐待に気づくことも、行っていく必要があります。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並び に障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の 福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、 障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、他の障害福祉サービス事業所や、家庭、働く職場等での虐待に気づいた場合も、やはり通報先は市役所になります。

ただし、職場での虐待の場合は、大阪府にも通報できます(他府県の場合はHP参照)。

大阪府ホームページから

https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html 【大阪府障がい者権利擁護センター】 (障がい者の雇用先での虐待)

(電話番号) 06-6944-6615 (開庁日:平日9時から18時)

(ファックス) 06-6944-6615 (内容確認は開庁日)

最後に、障害者虐待防止を進めていくためには、障害者差別解消法における合理的配慮や、意思決定支援の視点も欠かせません。

利用者に対する説明がうまく伝わらず、イライラして暴言を吐いてしまったような事例をよく聞きます。

そもそも暴言を吐くこと自体が問題ですが、より伝わり易い方法、例えば絵で示す等の 合理的配慮をすることで、本人にとってだけでなく、職員も虐待をしてしまうリスクが減らせ ます。

なお、この事例の場合、怒りをコントロールするアンガーマネジメントを身に着けることも 有益です。

意思決定支援については、特に本人からの聴き取りの際にも、欠かせませんので、この 事についての研修も実施していきたいと思います。

附則

本指針は令和6年(2024年)6月1日から施行します。

令和7年12月1日変更、2(5)の変更

[虐待事案についての報告様式]

日時	
相談者	
受付者	

相談内容		
(いつ)		
(どこで)		
(誰が)		
(誰に対して)		
(何を)		
(1,2)		